

会 議 録

会 議 名	平成15年度 環境審議会 会議録						
開 催 日 時	平成15年11月18日(火) 午後3時00分～午後4時35分						
開 催 場 所	宇都宮市役所 議会棟3階 第一委員会室						
出 席 者	環境審議会 委 員	山口 恒夫		塚田 典功		小倉 一智	
		小林 秀明	欠席	藤本 信義		小堀 志津子	
		赤塚 朋子		豊島 典雄		小林 正憲	
		星 紀彦		増渕 昭一	欠席	柿沼 光子	欠席
		上野 勝弘		伊村 務		大淵 典子	
		佐々木 英明	欠席	葭葉 リウ	欠席	大淵 久治	
		佐藤 光一		坂元 幸久			
	事 務 局	森宇都宮市環境部長, 他18名					
公開・非公開	公開・傍聴人2名						
議 題	1. 議 事 (1) 「宇都宮の環境(環境状況報告書)」について 2. その他						

発言要旨 【1.「宇都宮の環境（環境状況報告書）」について】

藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局の説明が終わりました。 この、平成15年度版『宇都宮の環境（環境状況報告書）』は、昨年度の宇都宮市の環境の状況と、新たな環境基本計画の構成に基づく環境保全に係る施策事業等の実施状況等についてまとめられた、報告書であります。 委員の皆様には、次の三つの視点からご意見をいただきたいと思ひます。 第1点として、この報告書の構成が本市の環境の状況等を示すものとして相応しいものであるかどうかということ、第2点として、環境の状況等を十分に説明しているか、もっと、表現等を工夫すべき点があるかどうか、そして、第3点は、この報告書の内容を踏まえた上で、現在の宇都宮市における環境施策の進行状況について、委員の皆様にご意見を頂きたいと思ひます。
塚田委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 2点質問があります。 田川や釜川の水質調査で、測定地点は報告書に図式でポイントされていて分かるが、測定日がどういった状況だったのか分からない。 たとえば天候の問題等により、河川の状況が変わるといふことがいわれており、すべての下水道が分流方式に移行していないため、雨水処理がうまくいかないで、河川の汚れが天候によって変わるのではないかと懸念がある。 実際に悪臭等がするといふのが実情であると思ひますが、測定日に対しての天候による影響をどのようにお考えか、お聞かせいただきたい。 もう1点は、下水汚泥の有効利用を進めるといふことで、平成14年度までの進捗は0%だが、目標年度の平成18年度には100%を目指す記載されている。 概要版の施策の欄を見ると、下水汚泥の利用に対する施策がないが、報告書には堆肥化や土地改良農地での利用を含めて行っていくといふことだが、私の聞くとこでは、小中学校で排水溝にたまった泥などを有効利用するため、EM菌等を用いて、堆肥にする活動を行っているところでは、なかなか上手くいかないそうである。 そう考えると、平成16年度の施策には盛り込まれてないようだが、盛り込まれているとすればどのような事を行うのか。 この2、3年の中で、下水汚泥を100%有効利用することができるという見通しはどのくらいのところから出てきているのか、について教えてほしい。
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 繰り返しはしないが、2点について事務局のほうからご説明いただけますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の水質測定に対する天候等の影響をどう考えているかということですが、大雨等によりまして、水質が急激に変化することがあります。この場合、特に浮遊物質や大腸菌などがかなり増加いたしますので、通常、天候が落ち着いて水質が安定してから採水し測定を行っております。 基本的に、特異日といふものを除くような考えで実施しております。 ● 下水汚泥の有効利用であります。厚い資料の58ページの中で、下水道資源の有効利用といふことで、溶融スラグの建設資材への利用といふことを施策としてうたっております。 現在の溶融スラグの建設資材への利用については、実際に何ら問題が無いのかどうかという検査を行っている段階でございます。現時点ではそれにつきましての施策を進めております。また、先ほど委員からご発言のありましたEMの活用等につきましては、まだまだ検討段階ということになります。
塚田委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 釜川などで、ずいぶん臭いがするとか、鯉がにおいがしているとかいふことがあるけれども、これは全体的には反映されてこないといふことでしょうか。水質が落ち着いてから測るといふことだが。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常、特異日といたしますか、水質が大幅に変化している場合は排除し、水質が落ち着いた定常状態で測っています。 このようなことから、大雨の翌日のような特殊な状況においては、採水しておりません。その日が採水予定の場合は、1週間位たって水質が安定したあと採水するようにしております。
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● ご質問はそこが問題ではないかということ。
塚田委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 測定したほうが良いのではないのかと思うが、そういう特異日のデータは無いのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● そのような日は、大雨の影響による濁流により河川の底質がかく乱されるため、BOD値や浮遊物質などが相当高くなるため、河川本来の水質を測定するという意味合いとは別のデーターを測定してしまいます。 河川の水質の測定は、その河川が本来持っている水質を測定し、この数値をもとに工場・事業場等の排水の規制を指導するなど本市の環境行政の参考資料といたしますので、これらの指導の参考にならない特殊な状況の水質を測り、統計に算入することは、逆に判断を間違える原因となり、問題が出てしまうような状況になります。 このようなことから、特殊な状況での測定は、河川水質のデーターとしての位置付けが難しいものになりますので、採水しておりません。
塚田委員	<ul style="list-style-type: none"> ● それから、下水道の雨水による増流で河川に流れ込んでくる場合というのは、河川課や下水道課の問題で、環境とは離れているというスタンスで、関係ないと考えているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水による増流で下水道汚水の河川への排出についてですが、この問題は、好ましい状況でないのは確かであり、下水道部局も重点事項として、今後取組む状況になっております。 また、この下水道汚水の河川水質への影響ですが、この汚水による汚染状況が、天候即ち大雨などの状況により非常に左右されますので、これまで採水は行っておりません。また、その水質が、日常的な水質にどのような影響を及ぼすかについても、表現の仕方の問題として出てまいりますので、データーとしての採用は難しいと考えております。
塚田委員	<ul style="list-style-type: none"> ● それでは、さっきの下水の汚泥ですが、再利用率 100%に持っていく施策の手段で、どのようにこれからのタイムスケジュールを考えているのか。 溶解スラグの有効利用の説明ではなく、下水汚泥の有効利用を進めますという指標が18年度には100%となるわけですが、どのような計画で下水汚泥を100%有効利用にもっていくのか。
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 端的に言えば、見通しがあるのかということなのですが。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の策定段階におきましては、所管課の回答として100%の目標達成はできるということで計画の中に盛り込みましたが、具体的なタイムスケジュール等については、本日お答えできる担当課がおりませんので、後日ご回答したいと思います。
塚田委員	<ul style="list-style-type: none"> ● ここに小学校での事例として落ち葉の堆肥化が載っている(P84学校版ISO)が、泥というのはまだ再利用についてやられていないと思う。私の感覚的には下水汚泥の再利用化は非常に難しいと思っているのですが、これを100%に上げるということは、まだ、実験でもこのように行われていないというのは非常に難しいと思う、やはり失敗も予想されるのではないかと懸念する。
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● その点は疑問点として、受け止めておいていただけますか。 事務局のほうから補足でご回答はいただけますか。よろしいですか。
星委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車の排気ガスの件についてお訊ねしたいのですが。首都圏ではディーゼルエンジンに対する規制が行われていますが、宇都宮では規制を行う必要はないのかと、現在どの程度の排気ガスの程度なのか、それを新交通システムの導入に対してその必要があるのかどうか、大気汚染がひどいから新交通システムにしたほうが良いという発言が出てましたよね、その辺のところ科学的な裏付けみたいなものがあるのかどうか、お聞かせ願いたい。

藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要版でいう、5ページの⑦地球環境問題に関してのご質問です。質問の趣旨はご理解いただけてますでしょうか。事務局のほうからご説明いただけますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼル車の排気ガスに関する、宇都宮市の大気環境の状況につきましては、「報告事項」1頁大気汚染の環境基準の適合状況をご覧いただきたいのですが、この中の環境基準未達成のものは光化学オキシダントで、濃度指針未達成のものは、非メタン系炭化水素だけで、それ以外のものは環境基準等を達成しておりますので、東京との比較ということになりますが、比較的良好的な状況にあります。 また、この未達成の原因ですが、光化学オキシダントや非メタン系炭化水素は、自動車や工場等からの由来が多いのですが、本市の状況は、どちらかといえば風向き関係で京浜工業地帯や東京での自動車排ガスなどに由来するものが殆どで、本市域からの発生は、少ないというのが現状であると認識しております。 このため、現時点で本市では、東京等の状況の推移を検証する段階であり、ディーゼル規制の実施は、時期尚早と考えております。
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● そうすると、新交通システムの導入ということは深く関係しているのかという質問に対する回答は。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 非メタン系炭化水素の濃度指針未達成の原因は、先ほどのべましたように東京など首都圏の自動車排ガスや工場等からのものが多いのですが、新交通システムが導入された場合は、この量について、ある程度の量が削減されると思われませんが、これだけを原因として新交通システムを導入するかどうかは、判断が難しいですが、導入の判断をする一因としてはあると考えられます。
伊村委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都との比較の話がありましたが、東京都でディーゼル規制をした主な要因というのは大気環境の分析項目の中の何にあたるのですか。それが宇都宮市の分析項目のどれにあたるのですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼル規制で問題になるのが、SPM即ち浮遊粒子状物質でして、発ガン性の疑いが指摘されていることが大きな理由の一つと考えられます。この点について、本市域では、環境基準を満たしております。
小林委員	<ul style="list-style-type: none"> ● いまに関連してですが、確かに、長期的に一年間の評価でいけば全部環境基準に当てはまるのだが、短期的評価ではかなり×がついている場所が多いですよ、その辺をどう考えるかということで、確かに年間通してならして見れば、良いのだけれど、特定した日において環境基準に当てはまらない結果が出ているということについて、ディーゼル規制との間で一年間を通して環境基準内であるから良いという議論だけでは済まないことになってくるのだらうと思う。これが経年的に見て増加傾向にあるのかどうかについて、数値として下がって来ている傾向にあるのか、上がる傾向にあるのかについてご質問したい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● これは、浮遊粒子状物質のことだけとして考えてよろしいのですか。
小林委員	<ul style="list-style-type: none"> ● それでよろしいです。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 本編113ページのグラフを見ていただければ、右下がり推移し改善されつつあることが分ると思います。また、環境基準が達成状況にあるなど、首都圏ほど本市では、切実な問題とはなっておりません。
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容には関係ないが、このような表はグラフ化できるものは最終的にグラフ化していくものなのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終的にはグラフ化していく考えです。
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 今の小林委員の発言というのは、先ほどの塚田委員の発言と関係があると思うが、特異日という日なり、特別な場所なりが、突出して現れることがあるということ自体が市民に影響を与えることがありうると思うのだが、統計値としては特異点を省くというお答えは、まさにそのとおりだと思うが、環境の状況を示すという考え方として、統計値

	<p>だけで環境の安全性や快適性というものをすべて評価していくということに留意していかなくてはならないということを環境基本計画の最初のほうでも、どこかに入っていないかとは思いません。</p> <p>その辺についてもご配慮いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>● 水に関する測定につきましては先ほどお答えしましたように平均的な日というものを選んで測定していますが、大気につきましては24時間常時測定しております。環境基準につきましては先ほど委員がご発言なさいましたように環境基準に適合しているかどうかの短期的評価と、私どもがご説明いたしました長期的評価を行っておりますが、この中で、大気については年平均値を出すとともに、112ページの浮遊粒子状物質の年間値測定結果の表の右から2番目、「日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無」につきましては、平成14年度はございませんが、あった場合には長期的評価も不適合ということになり×がつきます。</p> <p>そういったことから、年平均値だけではなく、短期間なものを評価の中に入れてございます。</p>
藤本会長	<p>● 他の測定についてもこのような配慮がほしいですね。</p>
伊村委員	<p>● 先ほどのお話で、大気については常時監視ということなので、ある一定以上の数値が出た場合明確に出るかと思うが、水の場合、6回とか12回の測定を行うということだが、どういった抽出日を選ぶかということが大きな意味を持つと思う。</p> <p>確かに測位的に大雨の降ったあとに下水道からの排出があって、特殊な物質が出るということだが、そういった特殊な事例が毎年2、3回あるということであれば、それは考えなくてはならないのではないのか。</p>
星委員	<p>● 産業廃棄物について、3ページが一番下のところで、最終処分場の建設と記載されているが、栃木県には最終処分場はないと聞かすが、医療廃棄物は最終処分場まで行って廃棄の確認をしなくてはならないと法律で決められているが、宇都宮ではこの最終処分場の建設の予定はあるのでしょうか。無いのであれば、栃木県として予定があるのか、いつ頃できるのか教えてほしい。</p> <p>この問題については市民も敏感になっている、必ず必要となるものであるので各県1つつづつはほしいと思う。</p>
事務局	<p>● 最終処分場には3種類あり、有害物資を含むものをコンクリートで閉じ込めてから処分する遮断型、板戸に建設しておりますが、防水シート等で覆って水が汚染されないようにしている管理型、素堀の状態でも埋めても良いという安定型があるが、市内で使われているものは一つもありません。</p> <p>県内には安定型の最終処分場のみいくつかございますが、県内に管理型の最終処分場が無いので、他県の処分場にお世話になっているところです。</p> <p>県内での最終処分場建設の要望があり、県の環境保全公社が中心となって、馬頭のほうに作る計画が進んでおります。</p> <p>先ほど話題になりました医療系の廃棄物についてですが、医療廃棄物等の感染系の廃棄物は最終処分の前に中間処理として、焼却処理を行うことが一般的です。現在、上三川で建設の計画が進められておまして、地元等の反対により着手にはいたっておりませんが、電磁処理の中間処理場が建設予定です。</p> <p>市内には中間処理施設につきましてもございませんが、県内には焼却処理を行う中間処理施設がございます。</p>
星委員	<p>● 宇都宮市でも最終処分場を建設と記載されているが、建設を考えているのか。</p>
事務局	<p>● 原則として、産業廃棄物の最終処分場につきましては、事業者が建設するという観点でいます。こちらに記載されている最終処分場は一般廃棄物の最終処分場で板戸に建設中のものがございます。</p>
星委員	<p>● そこには産業廃棄物が入らないのですね。</p>

小倉委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 今のに関連して質問ですが、板戸に現在、最終処分場を建設中と伺っているが、先ほど、宇都宮市には最終処分場は無いとの見解だったが、その件と、長岡の現在公園となっている最終処分場の認識をどのようにお考えですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 言葉が足りず申し訳ございません。先ほど宇都宮市に無いと申し上げましたのは、産業廃棄物の最終処分場のことでして、板戸に現在建設中のもの、長岡に今使われているものはいずれも一般廃棄物の最終処分場です。 本質的に、地方自治法に市町村の固有事務として一般廃棄物の収集処分を義務付けられており、板戸の最終処分場建設は本市責任のもと計画が進められております。
小倉委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 先ほどのディーゼルの浮遊粒子の件に関してですが、113ページグラフ化して書いていただいているところですが、我々の感覚的にはmg/m^3といった数値のみではよくわからないので、具体的にどのくらい人体に影響があるのか教えてほしい。 またこの他のデータについても具体的な人体への影響を教えてほしい。 3ページの騒音振動については栃木県の公害防止条例の基準に準じると書いてあるが、目標年度に数値設定無しと書いてあり、また、先ほどご説明の中でもこれは感覚公害であるおっしゃっていたが、実際に私も基幹道路の中で県の方に測定してもらったことがあるが、非常に交通量の多いところで、かつ私も振動を感じるころであっても、数値目標以下であると言われて、考査について検討の余地無しとの見解だったが、宇都宮としては人々が安心して住める宇都宮を考えるならば、数値目標を県のものよりも厳しくして、その目標を達成するにはどのようにしたら良いのかと言う点まで、悪臭も含めて設定していただくことはできないのかと思う。 それから、8ページなんですけど、市民活動サポートセンターの登録団体を増やすと書いてあるが、これからは官と民の間接的な立場としてNPO団体への支援というものが各都道府県でもクローズアップされているところだが、取り組む施策に記載されている市民ボランティア活動保険制度とはどういうものなのか、市民活動助成基金はどのぐらいのものがあるのかどのようにしていくのか、NPO法人への市税の優遇措置についても具体的にご説明いただければと思います。
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 最初の質問はご要望ということでよろしいですか。
小倉委員	<ul style="list-style-type: none"> ● できればこの場でご回答いただきたいのですが、できなければ要望と言うことで結構です。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 浮遊粒子状物質の人体への影響についてですが、肺がんとかの発ガン性の疑いが指摘されていると聞いておりますが、具体的にどのくらいの濃度になって、どのくらい人体に影響があるかということについては、現在手元に資料がございませんので、後ほど資料をお持ちするということよろしいでしょうか。
小倉委員	<ul style="list-style-type: none"> ● わかりました。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音振動について、平成14年度の数値目標無しということについての考え方ですが、先ほど委員からご発言があったとおり、騒音、振動、悪臭につきましては感覚公害という分類に属してございまして、環境基準に達していなくても人によっては騒音がうるさい、悪臭がするといったことがあることは事実であります。 そうしますと数値目標に悪臭防止法や、騒音振動規制法の環境基準や規制基準に達しているという目標を設定して、目標を達しているという認識を私どもがしてしまいますと、現実と乖離してしまうこととなりますので、今回の環境基本計画の策定にあたりましては、数値目標を設定するということはおそらく難しいという判断から数値目標の設定から除外いたしました。 悪臭防止法や騒音振動規制法を補完する栃木県の公害防止条例より厳しい測定値の設定は現時点では難しいと考えます。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 付け加えまして、騒音振動等にだけは数値目標を設定していないことにつきましては、基本計画をつくる際の市民ワーキンググループでも議論がありまして、これについてだけ数値目標が無いと言うのもおかしいとのご意見もありました。 先ほども言いました、市民感覚的な部分もあるということで今回の基本計画の策定にあたっては、この部分は数値目標を設けないということになりました。 ただ、これからの状況等をかながみまして、今後平成22年度までの計画ですが、必要に応じて対応するというごことでご理解いただきたいと思ひます。
小倉委員	<ul style="list-style-type: none"> ● それでは、要望として県の基準より厳しい測定値で宇都宮市では対応する事を望む。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ボランティア活動保険制度、市民活動助成基金、NPO 法人への市税の優遇制度について説明。 説明概要は以下のとおり。 ○ 市民ボランティア活動保険制度の創設（昨年度設立） <ul style="list-style-type: none"> * 目的：市民が安心してボランティア活動ができる社会環境づくりを目指し、市民活動等を行っている人に保険を支払うもの * 保険の対象活動 <ul style="list-style-type: none"> ・市内で継続的・計画的に無償で行われ、営利を目的とせず、広く公共の利益を追求した活動 例：自治会運営、地域清掃、公園愛護、ゴミステーション管理、資源回収等 ・体育祭や文化祭の親睦的活動、イベント等の来場者、危険度が高い活動は対象外 * 保険種類 <ul style="list-style-type: none"> ・傷害保険（活動者本人の事故） ・賠償責任保険（活動者による第3者への過失） * 登録は不要 ○ 市民活動助成基金の創設（本年度設立） <ul style="list-style-type: none"> * 目的 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体を財政面から支援し、団体の自立促進と市民活動の活発化を図る。 ・市民自身が市民活動を支える社会環境を醸成する。 * 概要 <ul style="list-style-type: none"> ・市からの原資として 500 万円を積み立てる。 ・市民からの寄附金と同額を次年度に市費で上乗せ（マッチングギフト方式） * 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・市内で活動し、5名以上で構成する組織で、規約・会則を定めている市民活動団体で、宇都宮市民活動サポートセンターに登録されている団体 * 助成対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とせず、広く公共の利益を追求した活動 * 助成内容 <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費（講師謝金、会場使用料、消耗品等）の 50%以内、人件費は対象外 ・立上がり支援（これから事業を開始しようとする団体） 1 団体 10 万円以内、1 団体 1 回限り ・ステップアップ支援（結成後 2 年以上経過した団体） 1 団体 30 万円以内、1 団体 2 回迄 * 審査会（学識経験者、公募市民等）による審査を経て、市長が決定 平成15年6月 審査会（申請 17 件、交付決定 12 件） ○ NPO法人への市税の優遇制度 <ul style="list-style-type: none"> * 自治振興課を中心として市役所の内部での検討段階
坂元委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常によくまとまっている。基準、規則等も後ろのほうに記載されているのでこれでよいと思ひますが、インターネット等でいろいろな質問等をできるとあるが、データの見出しははっきりと見えるのですが、数値が見づらいので一工夫してほしい。

藤本会長	● そのあたりの配慮をしてほしいということですね。
小林委員	● 溶融スラグの再利用なのですが、現在どの時点までやられているのか、安全性についてはどういう試験をやっているのか、通常の厚生労働省の定める溶出試験をやっているのは終わっているのか、このときの溶出試験のp h値については、125ページで宇都宮市のp hが出ていますけれども、これにのっとった形でのp h設定でやっているのか、それとも厚生労働省の溶出試験の基準でやっているのか、そこをうかがいたい。
事務局	● 焼却灰の溶融スラグにつきましては、物理の性状試験あるいは科学性状試験を平成13年度よりテストを実施しております。 内容につきましては環境省や厚生労働省の基準に適合しているかどうかの実験を行っており、改善を加えながら検討している状況です。
小林委員	● 環境省か厚生労働省の溶出試験のp h値が4.2ぐらいだったと思うが、この溶出試験のp h値では酸性アルカリの問題ですと、宇都宮の酸性雨のp h値が4.9だと思うが、溶出試験でのp h値と現実のp h値が合わない状況であって、より溶出しやすい状況であると言われている、溶出試験そのものが長時間試験を行うものではなく、数時間単位のデータしか取っていないので、その中で溶出するかしないかという結果しか出てこないという問題がある。 少なくとも、p h値は宇都宮の現実の雨の状況に合わせてもらわないと安全性があるのかどうかを調べられないと思う。 路盤材に使いますので、溶出してくるとそのまま土壤汚染につながってくる問題がありますし、実際にどのくらいこの溶融スラグが路盤材として利用されるのかと言う問題もありますが、市としてこれをやる以上、安全性は国の基準以上に考えていただきたい。
事務局	● 溶出試験につきましては、基準の中でも地域の酸性雨等と整合性をとった形でやるように言うことになっておりますので、そういうところには十分注意を払ってやるようにしております。
上野委員	● 要望として、環境項目に対して具体的施策があると思うが、状況報告書の策定におきましては環境企画課が各課から数値を吸い上げる形で行っていると思うが、この数値目標を達成するために、半期、四半期ごとに関係する課どうしの連絡連携を行ってはどうだろうか。
事務局	● 市の中でも、7月より基本計画推進委員会を立ち上げ各部局が集まり、施策の進捗状況等の議論を行っております。
藤本会長	● まだ、ご意見がおありだとは思いますが、お気づきの点等ございましたら早い時期に事務局のほうへご連絡ください。 ● 本日、委員の皆様からいただきましたご意見のうち、すぐに反映できるものにつきましては、今回の報告書に反映していただき、十分に検討を要するご意見につきましては、今後の市民への公表により寄せられた意見等も踏まえた上で来年度以降、報告書作成の段階で反映の手法等について検討していただければと思います。 ● 質疑については以上とさせていただきます。

発言要旨 【2. その他】	
藤本会長	● 最後に、その他ということで特に委員の方からなにかございますか。 ● それでは、事務局のほうからございますか。
事務局	● 「今後の審議会スケジュールにつきましては、来年1月に、現在『設立準備会』で協議を進めております『(仮)環境パートナーシップ会議』の進捗状況につきまして、新しい委員の皆様へ、ご意見をいただく予定になっております。」

藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● これで議事のほうは終了とさせていただきます。 ● 会議の終了に際しまして、ひと言ご挨拶をさせていただきます。 <p>私はこの環境審議会の委員として、これまで約 10 年間にわたりまして、宇都宮市の環境問題、あるいは行政施策というものに直接的、間接的に関わらせていただきました。</p> <p>特に会長として、その時々々の環境施策などに関しまして、市長からの諮問を受け、皆さんとともに、専門的な立場からの検討、協議を行いまして、その結果を『答申書』という形でご提出をさせていただきました。</p> <p>その主なものといしましては、平成 8 年の『宇都宮市空き缶等の散乱防止に関する条例』や昨年 12 月の『宇都宮市環境基本計画(案)』に関する答申書などがありますが、平成 13 年の『宇都宮市の環境行政のあり方について』につきましては、宇都宮市の環境行政の根幹となる環境基本条例制定に関わる答申書として、特に印象深く、今でも記憶に残っております。</p> <p>このような中、環境審議会につきましても、本日の会議をもちまして、市議会議員の皆様を除く委員の皆様につきましては、委員としての協議を終えることとなります。</p> <p>また、この中の何名かの委員さんにつきましては、あらためて委嘱をされ、引き続き委員として、ご意見等をいただくことになると思われますが、私につきましては、たいへん申しわけありませんが、今回、会長としての職を辞するとともに、今後につきましては、環境審議会の委員としてではなく、1 市民として宇都宮市の市政発展のために、ご協力をしてまいりたいと考えております。</p> <p>そのため、新しい審議会につきましては、意欲あふれる新たな会長のもとで、さらなる活発なご協議、ご検討を是非、お願いできればと思います。</p> <p>最後になりますが、これまでの審議会のスムーズな運営、ご議論、ご協力にこそより感謝申し上げます、委員の皆様のご今後のご健勝、ご活躍をお祈りいたしまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
環境部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員の皆様には、お忙しい中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。 <p>会議の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>現在の委員の皆様におかれましては、11 月 30 日をもちまして、宇都宮市環境審議会委員の任期が満了いたします。</p> <p>この、2 年間の環境審議会を振り返りますと、平成 13 年 12 月に『宇都宮市環境基本計画(案)』についての諮問をいたしまして、4 回にわたって、熱心にご審議を進めていただき、昨年 12 月には市長への答申をいただきました。</p> <p>また、本日は、環境基本計画を策定して以降最初の状況報告書につきまして、この報告書が分かりやすい構成や表現がなされているか、また、報告書の内容から現在の宇都宮の環境施策の進行状況について、貴重なご意見をいただきました。</p> <p>次回の環境審議会からは、新しい委員の皆様にご意見をいただくこととなりますが、ここにいらっしゃる皆様には、本市の環境施策の推進に対しまして、今後とも、チェックやご助言等をいただければ幸いです。</p> <p>最後になりましたが、委員の皆様のご、2 年間にわたる本市環境行政に対する貴重なご意見・ご提言にお礼を申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつといたします。</p>
藤本会長	<ul style="list-style-type: none"> ● それでは、以上を持ちまして、平成 15 年度環境審議会を終了いたします。どうも、ご苦勞様でございました。
<p>閉会 : 午後 4 時 35 分</p>	